

平成26年度函館市事業評価調書

平成26年5月作成

整理番号	補-6	事業名	配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金		事業の性質別	裁量的経費	区分	補助金のあり方		
予算事項名	大事項	DV対策等推進費		中事項	配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金		部課名	子ども未来部 子育て支援課		
事業開始年度	平成 23 年度	根拠法令等	あり	<input type="checkbox"/> 法律・政令・省令名() <input type="checkbox"/> 道条例, 規則, 要綱等() <input checked="" type="checkbox"/> 市条例, 規則, 要綱等(函館市配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金交)					電話番号	21-3273

1. 事業の目的・必要性と内容 (PLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

目的・必要性	<p>【目的】 DV被害者の心身の安全確保や自立のための支援を行っている民間支援団体(NPO法人)に対し、シェルターやステップハウスの賃借料および移転に要する経費、また、被害者が自立するための就労支援に要する経費などの一部を補助することにより、DV被害者(同伴者を含めた)の総合的な支援を図ることを目的とする。</p> <p>【必要性】 民間シェルターは相談先の周知等に伴い、ニーズが高まり、現在、年間約50件を超える一時保護を受けるため、2か所のシェルターを賃借しているが、継続的に運営するには大きな負担となる家賃への助成は不可欠である。また、DV被害者の支援にあたっては、市が直接事業に取り組むことより、被害者の支援を主として活動している民間団体が柔軟に対応していくことの方がより効果的であり、被害者支援の活動の充実を図るためにも極めて必要性が高い。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の身の安全を守る民間シェルター(アパート等を賃借)の家賃などへの助成 ・シェルター退所後の被害者の自立支援の場となる「ステップハウス」の家賃などへの助成 ・DV被害者を対象とした就労支援に対する経費などへの助成

2. 概算総事業費 (DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

(単位:人,千円)

		平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度予算	平成25年度決算見込	平成26年度予算	平成27年度予算要求
事業費 (A)		1,602	2,000	2,000	2,000	2,000	0
特定財源	国・道						
	市債						
	その他						
一般財源		1,602	2,000	2,000	2,000	2,000	
事業を実施するために必要な人件費 <small>※人工は小数点第3位を四捨五入しているため、実際に人工がかかっている場合も0で表示されている場合がある。</small>	職員	人工 0.05 398	人工 0.05 375	人工 0.05 362	人工 0.05 362	人工 0.05 365	人工 0.00 0
	嘱託職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0
	臨時職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0
	人件費(B)	398	375	362	362	365	0
総事業費計(A+B)		2,000	2,375	2,362	2,362	2,365	0

3. 活動実績 (DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
シェルター入所件数	件	55	57	56	
ステップハウス入所件数	件	7	15	8	

4-1. 成果等 (DO:アウトカム)

※事業の成果指標は何か。

成果指標	※DV被害者の適切な保護など、総合的な自立支援を目指しており、成果指標を示すのは困難である。
------	--

4-2. 成果等 (DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等	平成13年に施行された「DV防止法」に定められている「DV被害者の適切な保護」および「DV被害者の自立支援」を図ることが可能となり、市の責務を果たすことができる。
--------	---

5. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明	評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の市民ニーズ	高まっている	DV被害者の相談先の周知に伴い、一時保護件数は、年間50件を超えている状況であり、市民ニーズは高い。	コスト・負担	コストの節減度	節減できている	市が直接事業に取り組むより、コストの削減に繋がっている。平成23年度の見直しより、補助割合を補助対象経費の8割以内としている。
	市の関与の妥当性	社会情勢等から関与が妥当			将来コスト増減見込み	現在と変わらない	
成果・有効性	成果の達成状況	達成している	DV被害者の自立支援までの総合的な支援が可能となり、また、民間団体が柔軟に対応していくことの方が効果的であり、目的実現のための手段としては最適である。		受益者負担の適正度	適正	
	事業目的実現のための手段	現手段が最適		外部委託の可能性	評価対象外		
				実施方法の効率性	評価対象外	補助金交付事業のため、評価対象外	
評価結果から明らかになった課題事項など		一時保護施設等の運営や被害者の自立支援には多くの人手と資金が必要であるため、民間支援団体と連携・協力し、市としてDV被害者の総合的支援が不可欠である。					

6. 今後の改善策 (ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

今後の方針 (改善・見直し内容)	基本方針	(事業について) 「DV被害者の適切な保護」および「DV被害者の自立支援」のため、今後も継続する必要がある。
	現行どおり	(経費について) 市が直接事業に取り組むより、民間支援団体へ補助金を交付することにより、コスト削減に繋がっている。

参考: 他の自治体の状況

比較参考値 (他の自治体の類似事業の状況など)	
----------------------------	--